

第 1 3 号議案

府中市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

提出者 教育長 酒 井 泰

## 府中市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月府中市条例第23号。以下「条例」という。）第9条の規定により、府中市教育委員会が保有する個人情報の保護について、必要な事項を定めるものとする。

(本人への保有個人情報の提供等)

第2条 府中市教育委員会が行う本人への個人情報の提供、開示決定等に係る通知等については、府中市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年2月府中市規則第3号）第2条から第7条まで及び第9条から第30条までの規定の例による。この場合において、「市長」とあるのは「府中市教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任事務及び補助執行事務)

第3条 府中市教育委員会は、次の各号に掲げる事務を、市長の補助機関である市民協働推進部広聴相談課の職員に委任する。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定による開示請求、法第90条の規定による訂正請求、法第98条の規定による利用停止請求（以下「開示請求等」という。）の受付に関すること。
- (2) 開示請求等の決定の通知の送付に関すること。
- (3) 保有個人情報の開示の実施に関すること。
- (4) 開示請求に係る第三者保護のための通知の送付に関すること。

2 府中市教育委員会は、法第78条の開示決定等、法第94条の訂正決定等、法第102条の利用停止決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求に関する事務を、市長の補助機関である総務管理部法制文書課の職員に補助執行させる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、府中市教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(府中市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止)

第2条 府中市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成15年7月教育委員会規則第8号）は、廃止する。

(府中市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止に係る経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の府中市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則に基づく開示請求等の手続については、なお従前の例による。

## 参考

### 府中市個人情報の保護に関する法律等施行細則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び府中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月府中市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (本人への保有個人情報の提供)

第2条 法第69条第2項第1号の規定により保有個人情報の提供を希望する者は、市長に対し、当該者の氏名、住所又は居所、当該提供を希望する保有個人情報の名称、提供の実施の方法（閲覧、視聴又は写しの交付をいう。第3項において同じ。）を記載した書面に当該保有個人情報が当該者本人の情報であることを証する書類を添えて、当該提供の申出をするものとする。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合において、当該申出を行った者本人が提出した書面その他の不開示情報が含まれていないものであることが明らかであり、直ちに提供ができると市長が認めるときは、当該者に対し、当該申出に係る保有個人情報を提供するものとする。

3 前項の規定による本人への保有個人情報の提供の実施の方法については、法第87条第1項の規定を準用する。

#### (外部提供の条件)

第3条 市長は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号又は第4号の規定により保有個人情報の提供をするときは、当該提供を受ける者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう求めなければならない。ただし、当該保有個人情報の提供を必要とする事務の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 当該提供を受けることにより知り得た秘密の保持
- (2) 利用目的以外の利用の禁止
- (3) 当該提供を受けた者以外への提供の禁止
- (4) 当該提供を受けた保有個人情報の複写の禁止

- (5) 利用期間の終了後の返還又は廃棄
- (6) 事故発生時における報告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し市長が必要と認める事項

(個人情報ファイル簿等)

第4条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（第1号様式）によるものとする。

2 前項の個人情報ファイル簿は、府中市役所において一般の閲覧に供するとともに、ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(個人情報を取り扱う事務の届出)

第5条 条例第3条第1項本文の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書（第2号様式）により行うものとする。

(個人情報を取り扱う事務に係る届出事項)

第6条 条例第3条第1項第6号に規定する府中市規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務を行う組織の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の根拠
- (3) 個人情報の処理方法
- (4) 個人情報の記録媒体
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報の経常的な提供先
- (7) 個人情報を経常的に提供する根拠
- (8) 個人情報に係る事務の委託の有無
- (9) 個人情報の目的外利用の有無
- (10) 個人情報の目的外利用をする根拠
- (11) 個人情報を記録する主な文書等の名称
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(個人情報ファイル簿の修正又は削除等)

第7条 令第21条第3項の規定による修正又は同条第4項の規定による削除に係る届出は、個人情報ファイル簿（修正・削除）届出書（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第3条第3項の規定による届出は、個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書（第4号様式）により行うものとする。

（帳簿の作成等）

第8条 条例第3条第4項に規定する帳簿は、個人情報取扱事務届出書及び個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書に基づき作成するものとする。

2 前項の帳簿の閲覧方法等については、第4条第2項の規定を準用する。

（開示請求書等）

第9条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第5号様式）によるものとする。

2 死者に関する個人情報を当該者の個人情報として開示請求を行う者は、保有個人情報開示請求書に戸籍謄本その他の当該死者に関する個人情報が当該者の個人情報であることを示す書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、未成年者の法定代理人が開示請求をした場合であって、当該未成年者が満15歳に達しているときは、当該未成年者に対し、開示請求意思確認依頼書（第6号様式）により当該開示請求についての意思確認を行うことができる。

4 市長は、本人の委任により代理人が開示請求をした場合において、委任状（印鑑登録をした印鑑を押印したものに限る。）及び当該印鑑に係る印鑑登録証明書の提示又は提出がされた場合を除き、当該本人に対し、口頭又は書面により委任の意思の確認を行うものとする。

（開示決定等に係る通知）

第10条 法第82条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 法第82条第1項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第7号様式）

(2) 法第82条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（第8号様式）

（開示決定等の期限の延長に係る通知）

第11条 法第83条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第9号様式）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例延長に係る通知）

第12条 法第84条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第10号様式）により行うものとする。

（事案の移送に係る通知）

第13条 市長は、法第85条第1項前段の規定により事案を移送する場合は、当該移送をする行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（第11号様式）により、その旨を通知するものとする。

2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第12号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る通知等）

第14条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第13号様式）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に係る第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第14号様式）により行うものとする。

3 法第86条第3項後段の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（第15号様式）により行うものとする。

（保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における開示の実施方法）

第15条 保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付

(2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクに複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

- ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
  - イ 光ディスクに複製したものの交付
  - ウ その他当該電磁的記録に応じた適切な方法
- (開示の実施方法等の申出)

第16条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(第16号様式)により行うものとする。

(写しの作成及び送付に要する費用等)

第17条 条例第5条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者(第2条第2項の規定により保有個人情報の提供を受ける者を含む。)が負担する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の写しの作成に要する費用は、窓口における開示の実施にあつては現金により、郵送による開示の実施にあつては郵便為替又は現金書留により納付しなければならない。

3 令第28条第4項に規定する送付に要する費用を納付する方法として規則で定める方法は、郵便為替、現金書留又は郵便切手で納付する方法とする。

4 第2条第2項の規定により保有個人情報の提供を受ける者が負担する送付に要する費用を納付する方法については、前項の規定を準用する。

(訂正請求書等)

第18条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第17号様式)によるものとする。

2 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合の手続については、第9条第4項の規定を準用する。

(訂正決定等に係る通知)

第19条 法第93条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(第18号様式)
- (2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書(第19号様式)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第20条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等



期限延長通知書（第20号様式）により行うものとする。

（訂正決定等の期限の特例延長に係る通知）

第21条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第21号様式）により行うものとする。

（事案の移送に係る通知）

第22条 市長は、法第96条第1項前段の規定により事案を移送する場合は、当該移送をする行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（第22号様式）により、その旨を通知するものとする。

2 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第23号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第23条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書（第24号様式）により行うものとする。

（利用停止請求書等）

第24条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第25号様式）によるものとする。

2 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合の手続については、第9条第4項の規定を準用する。

（利用停止決定等に係る通知）

第25条 法第101条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 法第101条第1項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（第26号様式）

(2) 法第101条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（第27号様式）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第26条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第28号様式）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第27条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等

期限特例延長通知書（第29号様式）により行うものとする。

（諮問した旨の通知）

第28条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による諮問をした旨の通知は、審査会諮問通知書（第30号様式）により行うものとする。

（審査請求人等への通知）

第29条 府中市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第76条の規定により審査請求人、参加人又は審査会に諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）から主張書面又は資料の提出があったときは、審査請求人等（当該主張書面又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（意見書の閲覧等）

第30条 行政不服審査法第81条第3項において準用する第78条の規定により審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を第15条に規定する方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める者は、審査会提出資料等閲覧・交付請求書（第31号様式）を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の審査会提出資料等閲覧・交付請求書が提出されたときは、当該閲覧又は交付の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・交付承諾通知書（第32号様式）、審査会提出資料等閲覧・交付一部承諾通知書（第33号様式）又は審査会提出資料等閲覧・交付不承諾通知書（第34号様式）により、当該提出をした者に通知するものとする。

（運用状況の公表）

第31条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を広報紙に掲載することにより行うものとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の届出状況
- (2) 開示請求等の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（雑則）

第32条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(府中市個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 府中市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成15年7月府中市規則第22号)は、廃止する。  
(府中市個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に、前項の規定による廃止前の府中市個人情報の保護に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定による個人情報の開示、訂正、削除又は中止の手続については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の日前にされた旧規則の規定による開示決定等に係る審査請求の手続については、なお従前の例による。

## 別表(第17条)

### 保有個人情報の写しの作成に要する費用の額

種類	写しの作成の方法	金額
文書、図画又は写真	乾式複写機による写し(単色刷り)	1枚につき 10円
	乾式複写機による写し(多色刷り)	1枚につき 20円
フィルム	印刷物として出力したものの写し	1枚につき 10円
電磁的記録	印刷物として出力したものの写し	1枚につき 10円
	光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの	1枚につき 60円

備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。

様式 省略